

野田市新規商品開発事業等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月22日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第13号

野田市新規商品開発事業等補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市新規商品開発事業等補助金交付規則（令和2年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域資源」を「地域資源等」に改める。

第2条第1号中「活用した」の次に「、又は市内において製造される」を加える。

別表新規商品開発事業の項中「50万円」を「30万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市新規商品開発事業等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施される新規商品開発事業及び既存商品改良事業に係る補助金について適用し、同日前に実施された新規商品開発事業及び既存商品改良事業に係る補助金については、なお従前の例による。